補足資料

2018年10月19日 金融庁

仮想通貨交換業者が行う業務とリスクについて

業務内容	顧客のリスク等	前回の討議資料に記載した対応例		
仮想通貨の「預かり」	仮想通貨の流出リスク (業者破綻時の損失リスク)	 ★済原資の保持(業容に応じた財務要件) (例) ホットウォレットで管理する仮想通貨の額を超える 純資産額・安全資産等の保持 		
	業者破綻時の損失リスク	● 破綻リスクからの受託仮想通貨の保全等 (例) 信託や優先弁済権の付与		
金銭の「預かり」	業者破綻時の損失リスク	● 金銭信託		
仮想通貨の「売買・交換」	仮想通貨の特性等の誤認リスク 投機による価格変動リスクの拡大	● 広告·勧誘規制		
	妥当でない価格での取引リスク	 ■ 基準価格等の提供(相対取引を提供する場合) ● 利益相反防止・最良執行方針の公表・実施(複数の取引チャネルを提供する場合) ● 顧客間取引の場に参加する場合の説明(顧客間取引のマッチングの場を提供する場合) 		
	問題がある仮想通貨による	● 利用者保護又は業の適切な遂行に支障を及ぼす		

マネロン・利用者保護上のリスク

仮想通貨の「移転」

おそれがあると認められる仮想通貨の取扱禁止

前回の討議において複数のご意見を頂いた事項:匿名性が高いなど問題がある仮想通貨の取扱い

ご意見

- 匿名性が高いなど、利用者保護又は交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる仮想通貨について、 交換業者による取扱いを禁止すべき。
- 匿名性は顧客のプライバシー保護にも資するもの。また、交換業者による取扱いを禁止した場合、海外業者での取引に流れるなどのおそれもあり、規制が課される交換業者において取引がなされた方がマネロン対策の観点からも望ましい可能性。厳格な本人確認などを課した上で交換業者による取扱いを認めるべきではないか。
- 将来、仮想通貨が日銀券の代替として広く決済に使用されるような状況になった場合、匿名性のない仮想通貨が適当なのか。

留意点

- 仮想通貨は、インターネット経由で遠隔の個人間においても容易に移転が可能。匿名性が高い仮想通貨が流通すると、移転経路の追跡が困難となり、マネロン・テロ資金供与対策上の問題のほか、ハッキングにより流出した仮想通貨の追跡が極めて困難となるなどの問題があるか。
- 仮想通貨が日銀券の代替として広く使用されるような状況になった場合には、中央銀行による通貨管理のあり方、マネロン・テロ 資金供与対策、個人のプライバシー保護のあり方など、法律体系全体の見直し自体も必要になるか。まずは、足許の状況を踏ま えた対応を検討していくことが必要か。

前回の討議において複数のご意見を頂いた事項:受託仮想通貨の保全等

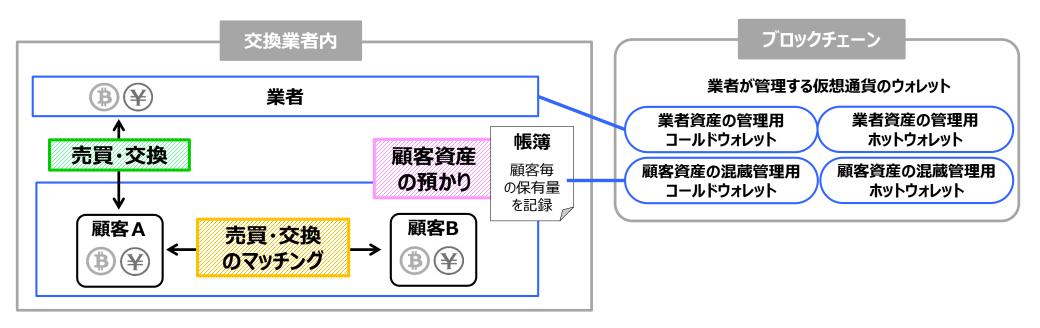
ご意見

- オペレーションを考えると、信託については信託銀行等で受け入れ可能な仮想通貨の種類が限定される、銀行等との保全契約については流出事案が相次いでいる中でコストが高額となるなどの懸念あり。複数の保全方法を組み合わせた対応が現実的か。
- 顧客への優先弁済権の付与については、交換業者破綻時の倒産隔離の方法として適当ではないか。他方、一般債権者との 関係から慎重に考える必要もあるのではないか。
- リスクに応じた規制体系とする必要があるか。仮想通貨については現時点で認識し得ないリスクもあると考えられる中、そこまで対応しようとすると過剰な規制となるおそれがあるか。個々のリスクに着目した規制を足し合わせていくと過剰な規制になるおそれもあるところ、全体として必要十分な規制であればよく、上手な規制の組み合わせを検討していく必要があるか。

留意点

- 保全等の方法は、現実的に実施可能なものである必要があるか。
- 優先弁済権を付与する場合、一般債権者とのバランスを踏まえると、例えば、優先弁済権が及ぶ範囲を、交換業者が受託仮想 通貨を分別管理するために設けたウォレット内の仮想通貨など一定の範囲に限定することも考えられるか。

(参考) 仮想通貨交換業の内容について



【現行の主な規制内容】

- 顧客の本人確認、疑わしい取引の届出
- 内部管理体制の整備 (経営管理、システム管理、サイバーセキュリティ対策等)
- 利用者への情報提供(法定通貨でない旨、価値を保証する者がいない場合にはその旨、価格変動による損失リスク、手数料、分別管理方法等)
- 最低資本金・純資産に係るルール (最低資本金1,000万円、純資産額が負でないこと)
- 顧客財産と自己財産の分別管理

(金銭:自己資金とは別の預貯金口座又は金銭信託で管理)

(仮想通貨:自己の仮想通貨と明確に区分し、かつ、顧客毎の数量を直ちに判別できる状態で管理)

● 分別管理監査、財務諸表監査

(参考) 仮想通貨交換業と他業との規制の比較

	仮想通貨交換業	資金移動業	金融商品取引業
顧客財産等の保全	【受託仮想通貨】 ● 自己の仮想通貨と明確に区分し、顧客毎の数量を直ちに判別できる状態で管理 → 倒産隔離が機能しない可能性(仮想通貨に係る私法上の位置付けが不明確なため) 【受託金銭】 ● 自己資金とは別の預貯金口座又は金銭信託で管理 → 預貯金口座で管理する場合、 倒産隔離機能なし	【未達債務(為替取引に関し負担する債務)】 ● 供託、信託、銀行等との保全契約の締結のいずれかで管理 ※ 供託以外の場合、破綻時に供託に振り替え ※ 資金決済法上、供託金について顧客の優先弁済権を付与 → 供託額等が適切である場合、未履行債務は保全	【受託有価証券】 ● 自己の有価証券と明確に区分し、顧客毎の数量を直ちに判別できる状態で管理 ⇒ 分別管理が適切になされていれば、顧客財産は保全(顧客は有価証券の所有権に基づき、財産を取り戻せる私法上の権利あり) 【受託金銭】 ● 金銭信託で管理 ⇒ 信託額が適切である場合、顧客財産は保全
監査	分別管理監査、財務諸表監査	_	分別管理監査
財務要件	最低資本金1,000万円純資産が負でないこと	● 業の適正・確実な遂行に必要な財産的基礎● 供託等の最低額1,000万円	最低資本金·純資産5,000万円自己資本規制比率